

第4次 可児市男女共同参画プラン

令和6(2024)年度～令和9(2027)年度

計画策定の趣旨

可児市では、平成19(2007)年に「可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」を制定し、この条例に基づき策定した「可児市男女共同参画計画」の下、男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策を実施しています。令和5(2023)年度「第3次可児市男女共同参画プラン」の計画期間終了に伴い、これまでの取組状況や社会情勢の変化、令和4(2022)年に実施した「可児市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や可児市男女共同参画推進審議会での審議を踏まえて、本市での男女共同参画社会づくりを進めていくための指針として本計画を作成しました。

計画の位置づけ

- (1)「男女共同参画社会基本法」第14条及び「可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」第4条に基づき策定する計画です。
- (2)社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、可児市が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしている計画です。
- (3)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条の2に基づく市町村推進計画を兼ねる計画です。
- (4)「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画を兼ねる計画です。

計画の期間

令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化等により新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。



基本理念

“だれもが輝く男女共同参画のまち・可児”をめざして

基本目標Ⅰ ジェンダー平等の意識づくり

男女平等社会を形成するための意識の醸成、性別に対する固定的意識を解消するための啓発活動や環境づくりに取り組み、性別に関わらず、個人がお互いを認め合い、一人ひとりの意思を尊重できる男女共同参画社会を目指します。

◆方針(1)男女共同参画社会形成のための意識の醸成と啓発

- ①性別に対する固定的意識の解消
- ②男性の家庭生活への積極的参加
- ③多様性への理解促進
- ④地域活動等におけるジェンダー平等の意識づくり



◆方針(2)幼少期からの教育・学習の推進

- ①ジェンダー平等の視点に立った教育及び保育現場での取組
- ②ジェンダー平等の視点に立った保護者向けの取組
- ③ジェンダー平等の視点に立った保育士・教職員への取組

基本目標Ⅱ だれもが活躍できる社会づくり

あらゆる分野において、個人が自らの意思で決定し、性別に関わらず能力や個性を発揮し、活躍できる社会を目指します。また、ワーク・ライフ・バランスの推進を中心に、多様な選択ができる社会づくりを進めます。

◆方針(1)あらゆる分野での女性参画

- ①市付属機関等における委員への女性の登用促進
- ②市女性管理職の登用促進
- ③就業における女性の参画促進
- ④地域活動等における女性の参画促進
- ⑤女性のエンパワーメントのための情報提供



◆方針(2)ワーク・ライフ・バランスの推進

- ①仕事と家庭・地域の両立支援
- ②多様な就業形態の推進
- ③市民に向けた意識づくり
- ④企業に向けた啓発



基本目標Ⅲ 多様性を尊重しだれもが安心して暮らせる社会づくり

防災を中心としたまちづくり、個人が生涯健康でいきいきと過ごせるための健康づくりについて、男女共同参画の視点から考え、性別に関わらず、だれもが安心して過ごせる社会を目指します。

◆方針(1)多様性の視点に立った防災・地域づくり

- ①防災・災害分野に関する活動促進と環境整備
- ②男女共同参画活動等に対する支援



◆方針(2)生涯を通じての心と身体の健康づくり

- ①心と身体の健康づくりに関する意識啓発と教育
- ②心と身体の健康づくりに関する支援



◆方針(3)だれもが安心して暮らせる環境づくり

- ①安心して暮らせるための啓発と学習機会の提供
- ②多様性への対応
- ③支援が必要な人への対応

基本目標Ⅳ 性被害・DVのない社会づくり

性被害及び配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーからのあらゆる暴力の根絶を目指します。また、被害者が躊躇することなく相談できるよう、関係機関等と連携し、相談窓口の周知及び相談の体制づくりを進めます。

◆方針(1)性犯罪・性被害・DV防止の取組と相談窓口の周知

- ①性犯罪・性暴力・DV防止に関する理解促進
- ②性犯罪・性暴力・DV防止に関する若年層への取組
- ③性犯罪・性暴力・DVに関する相談窓口の周知



◆方針(2)被害者の保護・支援

- ①相談体制の充実
- ②迅速・円滑な一時保護の実施と被害者情報の適正管理
- ③被害者の自立支援
- ④関係機関との連携

プランの推進体制

プランの推進にあたっては、庁内の横断的な調整機能を持った可児市男女共同参画推進会議を中心としながら、関連課との積極的な連携体制を整え、全庁的に推進していきます。

また、『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』に基づき設置された男女共同参画推進審議会の意見を受け、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

さらに、地域の実態に応じた施策の推進を図ることができるよう、市民、事業者、市民団体、教育関係者などと連携を図りながら施策に取り組みます。

基本目標	目標指標	実績 (2017)	実績 (2022)	目標 (2027)
1	【市民意識調査】社会全体で男女が平等であると感じる市民の割合	14.9%	14.3%	20.0%
	【市民意識調査】家庭生活の場が男女平等であると感じる市民の割合	28.2%	29.9%	40.0%
	【市民意識調査】職場において男女が平等であると感じる市民の割合	17.3%	19.2%	30.0%
	【市民意識調査】地域活動の場が男女平等であると感じる市民の割合	37.9%	36.5%	45.0%
	【市民意識調査】学校教育の場で男女が平等であると感じる市民の割合	55.3%	48.3%	60.0%
	【市民意識調査】「男は仕事、女は家庭がよい」と考える市民の割合	5.8%	3.2%	1.0%
	【市民意識調査】LGBTの「内容を知っている」市民の割合	30.0%	47.3%	60.0%
	【市民意識調査】「可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」について「内容を知っている」市民の割合	3.6%	2.5%	10.0%
	男女共同参画に関する講座・講演会の延べ参加者数	127人	29人	140人
	図書館における男女共同参画に関する蔵書の貸出数	1,673冊	1,325冊	2,000冊
2	審議会等における女性委員の割合	31.0%	32.3%	35.0%
	女性委員のいる審議会等の割合	80.5%	82.2%	85.0%
	女性市民委員候補者登録制度の登録人数	20人	45人	60人
	市の管理職(課長職以上)における女性の割合	6.6%	7.3%	11.0%
	市の役職(係長職以上)における女性の割合	14.9%	26.5%	45.0%
	可児わくわくWorkプロジェクトに登録している市内の企業数	61社	99社	180社
	【市民意識調査】女性のみを対象に取り扱う措置(ポジティブ・アクション)について何らかの支援をしている事業所の割合	28.4%	34.7%	40.0%
	【市民意識調査】ワーク・ライフ・バランスについて何らかの支援をしている事業所の割合	48.2%	66.8%	70.0%
	子育て世代における女性の労働力率 30～34歳の女性の労働力人口(就業者+失業者)/30～34歳の女性の人口	69.1% (H27)	76.0% (R3)	80.0%
	市男性職員における配偶者の出産に伴う休暇の取得率	45.5%	85.7%	100%
市男性職員における育児参加のための休暇取得率	36.4%	64.3%	100%	
3	【市民意識調査】リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)について「内容を知っている」市民の割合	3.2%	3.2%	10.0%
4	【市民意識調査】DVの「内容を知っている」市民の割合	68.7%	74.5%	80.0%
	【市民意識調査】DVの「相談場所がわからなかった」市民の割合	11.1%	8.0%	0%
	【市民意識調査】何らかのDVについての「被害の経験がある」女性の割合	12.6%	14.2%	10.0%